インフルエンザワクチンの接種対象

目的 最近10年間におけるインフルエンザワクチン接種対象の変遷を検討する。

方法 米国予防接種諮問委員会 (The US Advisory Committee on Immunization Practices, US-ACIP) の1997年から2006年に到る勧告について記述する。

結果 1997年勧告からの主な変更点は以下の通りである。①月齢6~23か月の乳幼児をハイリスク・グループに含めたこと、②ハイリスク・グループの妊婦として、第2三半期以降の妊婦から全妊婦に拡大したこと、③何らかの神経・筋症状を呈する基礎疾患を有しており、誤嚥性肺炎を起こす恐れのある者をハイリスク・グループに含めたこと、④インフルエンザに罹患すると診療所、救急外来、病院を受診するリスクが高い者というカテゴリーを新たに設定したこと、またその中に月齢24~59か月の小児と50~64歳の者を含めたこと、⑤ハイリスク者にインフルエンザを伝播する者として、月齢0~59か月の小児と接触する者を含めたこと、⑥ハイリスク者にインフルエンザを伝播する者を大きく3群(保健医療従事者、ハイリスク者との接触者、月齢0~59か月の小児と接触する者)に整理したこと、である。

結論 この10年間における最も主要な変更点は、月齢6~59か月の乳幼児に対する勧告接種である。これ以外の年齢層においても、勧告接種の対象集団は拡大しつつある。

Key words: インフルエンザワクチン,乳幼児,米国予防接種諮問委員会

^{*} 大阪市立大学大学院医学研究科公衆衛生学 連絡先:〒545-8585 大阪市阿倍野区旭町1-4-3 大阪市立大学大学院医学研究科公衆衛生学 大藤さとこ